

決算報告書

自 平成23年 6月14日
至 平成23年 7月10日

一般財団法人東日本大震災復興支援財団
東京都港区東新橋一丁目9番2号

貸借対照表

平成23年 7月10日現在

一般財団法人東日本大震災復興支援財団

(単位:円)

科 目	当年度
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	3,000,000
流動資産合計	3,000,000
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
基本財産合計	0
(2) 特定資産	
特定資産合計	0
(3) その他固定資産	
什 器 備 品	974,941
その他固定資産合計	974,941
固定資産合計	974,941
資産合計	3,974,941
II 負債の部	
1. 流動負債	
未 払 金 用	3,413,100
未 払 費 用	335,460
流動負債合計	3,748,560
2. 固定負債	
固定負債合計	0
負債合計	3,748,560
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	
指定正味財産合計	0
(うち基本財産への充当額)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)
2. 一般正味財産	
(うち基本財産への充当額)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)
正味財産合計	226,381
負債及び正味財産合計	3,974,941

正味財産増減計算書

平成23年 6月14日から平成23年 7月10日まで

一般財団法人東日本大震災復興支援財団

(単位:円)

科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
事業収益	0
経常収益計	0
(2) 経常費用	
事業費用	271,848
賃借料	268,368
その他事業費	3,480
管 理 費	2,501,771
派遣労務費	212,231
支払報酬費	763,350
業務委託費	177,822
事務用品費	161,753
消耗品費	697,200
租税公課	161,060
減価償却費	54,563
その他管理費	273,792
経常費用計	2,773,619
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,773,619
評価損益等計	0
当期経常増減額	△ 2,773,619
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,773,619
一般正味財産期首残高	3,000,000
一般正味財産期末残高	226,381
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	226,381

財務諸表に対する注記

I. 重要な会計方針

当財団は、平成23年6月14日に一般財団法人として設立され、平成23年7月11日に公益財団法人に移行している。
この財務諸表は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第2項に従い、事業年度の開始の日から公益認定を受けた日の前日までの期間について作成したものである。

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっている。なお、主な耐用年数は次のとおり。

什器備品 4年

2. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

II. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,029,504	54,563	974,941
合計	1,029,504	54,563	974,941

附属明細書

I. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産は計上していない。

独立監査人の監査報告書

平成24年7月26日

公益財団法人 東日本大震災復興支援財団


理事 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員


公認会計士

松尾 清 

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

板谷 宏之 

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人東日本大震災復興支援財団の平成23年6月14日から平成24年5月31日までの第1期事業年度のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第2項の規定に基づいて作成される事業年度の開始の日から公益認定を受けた日の前日までの期間に係る貸借対照表及び損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

公益財団法人東日本大震災復興支援財団と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

決算報告書

自 平成23年 7月11日
至 平成24年 5月31日

公益財団法人東日本大震災復興支援財団
東京都港区東新橋一丁目9番2号

貸借対照表

平成24年 5月31日現在

公益財団法人東日本大震災復興支援財団

(単位:円)

科 目	当年度
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	17,021,001
未立前払	120,000
収替助成	45,255
預成	95,024,000
流動資産合計	112,210,256
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
基本財産合計	0
(2) 特定資産	
復興支援事業用資金	3,303,660,523
特定資産合計	3,303,660,523
(3) その他固定資産	
什器備品	1,242,571
ソフトウェア	4,767,801
敷金	16,043,000
その他固定資産合計	22,053,372
固定資産合計	3,325,713,895
資産合計	3,437,924,151
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払	10,604,308
未預	2,053,062
未払	126,770
払り助成	70,159,603
流動負債合計	82,943,743
2. 固定負債	
固定負債合計	0
負債合計	82,943,743
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	
寄付金	3,317,558,165
指定正味財産合計	3,317,558,165
(うち基本財産への充当額)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(3,303,660,523)
2. 一般正味財産	
(うち基本財産への充当額)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)
正味財産合計	3,354,980,408
負債及び正味財産合計	3,437,924,151

正味財産増減計算書

平成23年 7月11日から平成24年 5月31日まで

公益財団法人東日本大震災復興支援財団

(単位:円)

科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
特定資産運用益	466,323
特定資産受取利息	466,323
受取寄付金	982,038,078
受取寄付金	982,038,078
経常収益計	982,504,401
(2) 経常費用	
事業費	848,004,401
給料手当	9,442,614
旅費	10,332,455
賃借料	51,848,000
支払手数料	13,084,538
その他	696,254,459
管 理 費	40,901,578
給委託採業広減	26,140,757
託業務	97,304,138
務告価	14,221,343
の他の管 理 費	6,388,633
の他の管 理 費	4,944,240
の他の管 理 費	11,043,680
の他の管 理 費	35,766,180
の他の管 理 費	1,937,824
の他の管 理 費	23,002,238
経常費用計	945,308,539
評価損益等調整前当期経常増減額	37,195,862
評価損益等計	0
当期経常増減額	37,195,862
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	37,195,862
一般正味財産期首残高	226,381
一般正味財産期末残高	37,422,243
II 指定正味財産増減の部	
受取寄付金	4,027,572,840
受取寄付金	4,027,572,840
一般正味財産への振替額	△710,014,675
一般正味財産への振替額	△710,014,675
当期指定正味財産増減額	3,317,558,165
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	3,317,558,165
III 正味財産期末残高	3,354,980,408

正味財産増減計算書内訳表

平成23年 7月11日から平成24年 5月31日まで

公益財団法人東日本大震災復興支援財団

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		法人会計	内部取引消去	合計
	復興支援事業	小計			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用利益	466,323	466,323	0	0	466,323
特定資産受取利息	466,323	466,323	0	0	466,323
受取寄付金	847,538,078	847,538,078	134,500,000	0	982,038,078
受取寄付金	847,538,078	847,538,078	134,500,000	0	982,038,078
経常収益計	848,004,401	848,004,401	134,500,000	0	982,504,401
(2) 経常費用					
事業費	848,004,401	848,004,401	0	0	848,004,401
給料手当	9,442,614	9,442,614	0	0	9,442,614
旅費	10,332,455	10,332,455	0	0	10,332,455
賃借料	51,848,000	51,848,000	0	0	51,848,000
賃借料	13,084,538	13,084,538	0	0	13,084,538
支払金	696,254,459	696,254,459	0	0	696,254,459
その他	40,901,578	40,901,578	0	0	40,901,578
その他	26,140,757	26,140,757	0	0	26,140,757
管理費	0	0	97,304,138	0	97,304,138
委託料	0	0	14,221,343	0	14,221,343
委託料	0	0	6,388,633	0	6,388,633
業務委託	0	0	4,944,240	0	4,944,240
業務委託	0	0	11,043,680	0	11,043,680
減価償却	0	0	35,766,180	0	35,766,180
減価償却	0	0	1,937,824	0	1,937,824
減価償却	0	0	23,002,238	0	23,002,238
経常費用計	848,004,401	848,004,401	97,304,138	0	945,308,539
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	37,195,862	0	37,195,862
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	0	0	37,195,862	0	37,195,862
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	37,195,862	0	37,195,862
一般正味財産期首残高	0	0	226,381	0	226,381
一般正味財産期末残高	0	0	37,422,243	0	37,422,243
II 指定正味財産増減の部					
受取寄付金	4,027,572,840	4,027,572,840	0	0	4,027,572,840
受取寄付金	4,027,572,840	4,027,572,840	0	0	4,027,572,840
一般正味財産への振替額	△710,014,675	△710,014,675	0	0	△710,014,675
一般正味財産への振替額	△710,014,675	△710,014,675	0	0	△710,014,675
当期指定正味財産増減額	3,317,558,165	3,317,558,165	0	0	3,317,558,165
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	3,317,558,165	3,317,558,165	0	0	3,317,558,165
III 正味財産期末残高	3,317,558,165	3,317,558,165	37,422,243	0	3,354,980,408

キャッシュ・フロー計算書

平成23年 7月11日から平成24年 5月31日まで

公益財団法人東日本大震災復興支援財団

(単位:円)

科 目	当年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
1. 事業活動収入	
特定資産運用収入	466,323
特定資産利息収入	466,323
寄付金収入	4,299,596,243
寄附金収入	4,299,596,243
事業活動収入計	4,300,062,566
2. 事業活動支出	
事業費支出	864,798,772
給料手当	9,271,260
旅業費	8,319,547
実務委託	48,541,248
助成金	13,347,106
寄附金	721,238,856
その他の事業費	40,901,578
その他の管理費	23,179,177
給料手当	93,933,511
委託労務費	13,937,254
採業務委託	6,388,633
業務委託	4,944,240
広告知他	11,100,185
その他の管理費	35,766,180
事業活動支出計	21,797,019
事業活動によるキャッシュ・フロー	958,732,283
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
1. 投資活動収入	
投資活動収入計	0
2. 投資活動支出	
現金・保証金支出	16,043,000
敷金	16,043,000
固定資産取得	7,605,759
什器備品購入	2,038,554
ソフトウェア購入	5,567,205
特定資産積立	3,303,660,523
投資活動支出計	3,327,309,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,327,309,282
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
1. 財務活動収入	
財務活動収入計	0
2. 財務活動支出	
財務活動支出計	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
IV 現金及び現金同等物の増減額	14,021,001
V 現金及び現金同等物の期首残高	3,000,000
VI 現金及び現金同等物の期末残高	17,021,001

財務諸表に対する注記

I. 重要な会計方針

当財団は、平成23年6月14日に一般財団法人として設立され、平成23年7月11日に公益財団法人に移行している。この財務諸表は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第2項に従い、公益認定を受けた日から当該事業年度の末日までの期間について作成したものである。

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっている。なお、主な耐用年数は次のとおり。

什器備品 4～5年

(2) 無形固定資産

定額法によっている。なお、法人利用のソフトウェアについては、法人税法上の耐用年数（5年）に基づいている。

2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

II. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産		0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0
特定資産	復興支援事業用資金	0	3,303,660,523	0	3,303,660,523
	小 計	0	3,303,660,523	0	3,303,660,523
合 計		0	3,303,660,523	0	3,303,660,523

III. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

種 類	科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産		0	(0)	(0)	(0)
	小 計	0	(0)	(0)	(0)
特定資産	復興支援事業用資金	3,303,660,523	(3,303,660,523)	(0)	(0)
	小 計	3,303,660,523	(3,303,660,523)	(0)	(0)
合 計		3,303,660,523	(3,303,660,523)	(0)	(0)

IV. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	2,210,554	967,983	1,242,571
ソフトウェア	5,792,205	1,024,404	4,767,801
合計	8,002,759	1,992,387	6,010,372

V. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
目的達成による指定解除額	710,014,675
合 計	710,014,675

VI. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は以下のとおりである。

(単位：円)

当期末	
現金預金勘定	17,021,001
現金及び現金同等物	17,021,001

2. 重要な非資金取引はない。

VII. その他

指定正味財産期末残高3,317,558,165円と、復興支援事業用資金3,303,660,523円との間に生じている差額13,897,642円は、以下の理由による。

前払助成金	95,024,000 円
未払助成金	△ 70,159,603 円
事業費に係る未払金	△ 7,378,957 円
その他（公益目的事業会計の法人会計に対する債務を含む）	△ 3,587,798 円
	<u>13,897,642 円</u>

附属明細書

I. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産について、財務諸表の注記Ⅱ. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高に記載をしているため、記載を省略する。

財産目録

平成24年 5月31日現在

公益財団法人東日本大震災復興支援財団

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
預金	普通預金	みずほコーポレート銀行 大手町営業部	運転資金として	17,021,001
	みずほコーポレート銀行 大手町営業部			17,021,001
	未収金	まなべる基金奨学生辞退者	公益目的事業実施に伴う短期債権	120,000
	立替金	18歳まで携帯料金サポート上限超過利用対象者	同上	45,255
前払助成金	まなべる基金奨学生	同上	95,024,000	
流動資産合計				112,210,256
(固定資産)				
特定資産				
復興支援事業用資金	復興支援事業用資金	みずほコーポレート銀行 大手町営業部	公益目的事業の積立資産であり、復興支援事業に用途が限られる	3,303,660,523
				22,053,372
				1,242,571
				4,767,801
その他固定資産				
什器備品	ノートパソコン コピー機 他		法人会計に使用	1,242,571
ソフトウェア			同上	4,767,801
敷金	165.73㎡ 東京都港区東新橋1-9-2		同上	16,043,000
固定資産合計				3,325,713,895
資産合計				3,437,924,151
(流動負債)				
未払金	未払金	㈱トヨタ企画、㈱電通 他	公益目的事業及び法人会計管理業務実施に伴う短期債務	10,604,308
	未払費用	武雄市、㈱電通 他	同上	2,053,062
	預り金	源泉所得税 他	同上	126,770
	未払助成金	まなべる基金奨学生 他	公益目的事業実施に伴う短期債務	70,159,603
流動負債合計				82,943,743
(固定負債)				
固定負債合計				0
負債合計				82,943,743
正味財産				3,354,980,408

独立監査人の監査報告書

平成24年7月26日

公益財団法人 東日本大震災復興支援財団

理事 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

松尾 清



指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

板谷 宏之



<財務諸表監査>

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人東日本大震災復興支援財団の平成23年6月14日から平成24年5月31日までの第1期事業年度のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第2項の規定に基づいて作成される公益認定を受けた日（平成23年7月11日）から事業年度の末日までの期間に係る貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<財産目録に対する意見>

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人東日本大震災復興支援財団の平成24年5月31日現在の第1期事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

利害関係

公益財団法人東日本大震災復興支援財団と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

平成24年8月2日

公益財団法人 東日本大震災復興支援財団

代表理事 立石 勝義 殿

公益財団法人 東日本大震災復興支援財団

監事 君和田 和子



監事 加藤 善孝



私たち監事は、平成23年度(平成23年6月14日から平成24年5月31日まで)における理事の職務の執行および会計について監査を行いました。その結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 理事の職務の執行については、理事会、報告会、その他の主要な会議に出席するほか、理事及び使用人との意思疎通を密にし、関係書類を閲覧するなど必要と思われる監査手続を行って業務執行の妥当性を確認しました。
- (2) 会計監査については、帳簿及び関係書類を閲覧するなど必要と思われる監査手続を行って、計算書類の正確性を検討しました。さらに、会計監査人から「職務の執行が適正に実施されることを確保するための体制」が整備されており、それに基づいて監査が適切に行われた旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告に対する監査結果

- ① 事業報告の記載内容は、法令および定款に従い、法人の状況を適切に示しているものと認めます。
- ② 理事の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類に対する監査結果

財務諸表等、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、同内訳表、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表に対する注記、附属明細書及び財産目録は、法令、公益会計基準(平成20年基準)および定款等に基づき、平成23年度における財務状況を適正に表示しており、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当のものであると認めます。

以上